議案第３０号

北九州市社会教育委員の委嘱について

北九州市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和８年１１月１２日提出

北九州市教育委員会

教育長　太田　清治

提案理由　北九州市社会教育委員条例（昭和３８年北九州市条例第５０号）第２条に基づき、委嘱している委員のうち１名の辞任に伴い、新たに後任の委員を委嘱する必要があるので、この案を提出する。

北九州市社会教育委員

新委員

氏　　名	役　職　等
成清（なるきよ）　雄一（ゆういち）	北九州商工会議所　専務理事

（任期）令和８年１１月１２日から令和９年８月２８日まで

旧委員

氏　　名	役　職　等
羽田野（はたの）　隆士（たかし）	北九州商工会議所　専務理事

令和８年１１月１２日
総務市民局生涯学習課

北九州市社会教育委員について

１　社会教育委員とは

社会教育法第１５条第１項及び北九州市社会教育委員条例第１条に基づき設置された付属機関。

その役割として、社会教育に関する諸計画の立案を行うほか、会議を開いて教育委員会の諮問に応ずるとともに、社会教育に関する意見を述べることとされている。

２　設置年月日

昭和３８年２月

３　委員構成及び任期等

・委員定数は１５人（条例第３条）
・委員の任期は２年（条例第４条）
※現在の任期は令和７年８月２９日～令和９年８月２８日
・委員は教育委員会が委嘱（法第１５条第２項）

４　会議開催回数

年２回程度開催

５　審議内容

・当年度・次年度の社会教育関係の主要事業について
・社会教育関係団体への補助金交付について
・北九州市生涯学習ビジョンにかかる施策・事務事業の進捗状況について
・協議テーマに関する意見交換　　など

令和8年11月12日
総 務 市 民 局
生 涯 学 習 課

【改選前】

北九州市社会教育委員名簿

区分	氏名	団体名等	備考
学校教育	さかい　りえ 酒井　理恵	北九州市立小学校長会　代表	
	かみむらきょうこ 神村　恭子	北九州市立中学校長会　代表	
社会教育	おおこうちてつこ 大河内　哲子	北九州市婦人団体協議会　会長	副議長
	その　たかよし 園　貴義	北九州市子ども会連合会　会長	
	わだ　まさと 和田　正人	北九州文化連盟　専務理事	
	くらさきのぶこ 倉﨑　信子	北九州市スポーツ協会　理事	
	ふくおかさちこ 福岡　佐知子	まちづくりＮＰＯカタログサンカッケー　代表 株式会社三角形　代表取締役	
	くぼ　じゅんこ 久保　順子	公募委員	
家庭教育	むらかみりえ 村上　里絵	北九州市私立幼稚園連盟　理事	
	ふじい　みえ 藤井　身依	北九州市ＰＴＡ協議会　副会長	
学識経験者	むらかみなおき 村上　直樹	市議会議員	
	こがねまる 小金丸　かずよし	市議会議員	
	のより　ともこ 野依　智子	福岡女子大学 国際文理学部 教授	議長
	やまだ　あきら 山田　明	九州共立大学 スポーツ学部 教授	副議長
	はたの　たかし 羽田野　隆士	北九州商工会議所　専務理事	

任期 ： 令和7年８月２９日～令和９年８月２８日

女性の参画率 ： １５人中９人（６０．０％）

令和8年11月12日
総 務 市 民 局
生 涯 学 習 課

【改選後】

北九州市社会教育委員名簿

区分	氏名	団体名等	備考
学校教育	さかい　りえ 酒井　理恵	北九州市立小学校長会　代表	
	かみむらきょうこ 神村　恭子	北九州市立中学校長会　代表	
社会教育	おおこうちてつこ 大河内　哲子	北九州市婦人団体協議会　会長	
	その　たかよし 園　貴義	北九州市子ども会連合会　会長	
	わだ　まさと 和田　正人	北九州文化連盟　専務理事	
	くらさきのぶこ 倉﨑　信子	北九州市スポーツ協会　理事	
	なるきよ　ゆういち 成清　雄一	北九州商工会議所　専務理事	新任
	ふくおかさちこ 福岡　佐知子	まちづくりＮＰＯカタログサンカッケー　代表 株式会社三角形　代表取締役	
	くぼ　じゅんこ 久保　順子	公募委員	
家庭教育	むらかみりえ 村上　里絵	北九州市私立幼稚園連盟　理事	
	ふじい　みえ 藤井　身依	北九州市ＰＴＡ協議会　副会長	
学識経験者	むらかみなおき 村上　直樹	市議会議員	
	こがねまる 小金丸　かずよし	市議会議員	
	のより　ともこ 野依　智子	福岡女子大学 国際文理学部 教授	
	やまだ　あきら 山田　明	九州共立大学 スポーツ学部 教授	

任期 ： 令和７年８月２９日～令和９年８月２８日

女性の参画率 ： １５人中９人（６０．０％）

令和８年１１月１２日
総務市民局生涯学習課

北九州市社会教育委員会議関連法規

社会教育法

（審議会等への諮問）

第１３条　国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の構成）

第１５条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

２　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第１７条　社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

（１）社会教育に関する諸計画を立案すること。

（２）定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

（３）前２号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

２　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

３　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第１８条　社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第１条　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下「法」という。）第１８条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

北九州市社会教育委員条例（平成２７年７月３日公布、８月２９日施行）

第１条　社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第１項の規定により、市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第２条　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。

第３条　委員の定数は、１５人とする。

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５条　委員は、その事情により、任期中であっても解嘱することができる。

北九州市社会教育委員会議規則

第１条　社会教育委員の会議には、委員の互選により、議長および副議長２人をおく。

第２条　議長および副議長の任期は１年とする。ただし、再選されることができる。

第３条　議長は、社会教育委員の会議を主宰する。

第４条　副議長は、議長を助け、議長に事故あるとき、または、議長が欠けたときは、その職務を行う。

第５条　委員の会議は、必要に応じて教育長がこれを招集する。

第６条　会議の招集は、開会の７日前までにこれを通知しなければならない。

第７条　教育長は、会議開催の日時、場所および会議に附議すべき事をあらかじめ通知しなければならない。

第８条　この規則に定めるもののほか、社会教育委員の会議に関し必要な事項は、別に定める。